

特集：多元化する「難民」と日本の政策課題

ビルマ難民の日本定住過程 ——祖国のクーデターと「再移住」

梶村 美紀 国立民族学博物館外来研究員

キーワード：ビルマ難民，祖国のクーデター，「再移住」

本稿では、難民認定ではなく、「人道的配慮」として日本に受け入れられている、「事実上の難民」をビルマ難民と捉え、未だに本国情勢に左右される定住過程に着目し、難民行政との関わりを考察する。本来ならば難民認定されるべきビルマ難民は、庇護数としてカウントはされるが、不安定な法的地位に置かれ、公的支援の対象とはならない。

インドシナ難民には、集住地域への「再移住」が見られたが、最近のビルマ難民には逆に集住地を離れる「再移住」の動きが見られる。これは、当事者の自由意志と捉えることもできるが、祖国に帰国できないという現実と直面した結果でもある。滞日20年を超えても、ミャンマー情勢が個人の定住過程のあり方を左右している。ミャンマー少数民族の国内外移住は珍しいことではなく、ミャンマー政府によって移動を強えられるビルマ難民の姿が改めて明らかになった。

結論として2点指摘した。第1に、ビルマ難民は、独力で日本での生活を構築してきたが、コロナ禍と祖国のクーデターという大災のため、日常生活の変容を迫られた。このような脆弱性が改めて明らかになった以上、ビルマ難民を「難民」と認定し、公的支援の対象とすべきである。第2に、ミャンマー国軍の残虐性は広く知れ渡ることになったが、研究者や支援者はその点を以前から指摘していた。明らかな暴力行為が確認できる場合は、今回のウクライナ避難民のように柔軟かつ積極的な対応が必要である。

はじめに

本稿では、ビルマ難民の日本定住過程について、祖国ビルマのクーデターを事例として日本国内での「再定住」が未だに本国情勢に左右される実情を明らかにする。まずは日本の難民受け入れ状況を概観する。これまでに日本が難民庇護の対象として受け入れた人は、定住難民（インドシナ難民、及び、第三国定住難民）、条約難民とその家族、そして今回のウクライナ避難民に大別できる。インドシナ難民の受け入れをきっかけに、日本は1981年に難民条約に加入し、1982年に従来の出入国管理令に難民認定法が追加された^{*1}。しかし、その後の難民政策については、国内外で「難民鎖国」

と批判されるように、消極的な対応にとどまっている（生田，2022；永吉，2020：72-83 など）。

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻を受け、日本政府は翌 3 月 2 日に「ウクライナから日本への避難民の受け入れ」を表明した^{*2}。同年 4 月 5 日に第一陣が到着し、2022 年 12 月時点で 2000 人以上を受け入れている^{*3}。これまでの難民との向き合い方と大きく異なるのは、全国各地の自治体を中心に受け入れ支援が行われている点である。ウクライナ避難民受け入れを契機として、日本もより積極的に難民を受け入れるべきとの意見があり、今後の健全な制度運営が期待される（白石，2022；申，2022 など）。それと同時に、既に日本で生活している難民との向き合い方を見直すきっかけとすべきである。

条約難民の場合、当事者が日本入国時、または、入国後に申請し、審査を経て、結果が出される。難民として認定されれば合法的に受け入れられ、公的支援を享受できる。不認定の場合は、7 日以内の異議申し立てができ、その後も不認定結果の取り消しを提訴できる。そして、この過程において、難民として認定はされないものの、人道的配慮から在留を特別に許可し、一時的な在留資格を付与する措置がある（以下、「人道的配慮」と表記）。難民行政を管轄している出入国在留管理庁は、この「人道的配慮」を「その他の庇護」として難民数に加えカウントしているが、この措置について、本来ならば難民認定されるべき人が法的に擁護されず、置き去りになっている（関，2012；マキンタヤ，2021；渡邊，2021 など）。この「人道的配慮」による在留許可は、年によっては難民認定数の 10 ～ 25 倍にも上る^{*4}。補完的であるはずの措置が、明らかに「補完」の域を越えており、正面から難民認定すべきであった事案が相当数あるはずだと指摘されている（関，2012：13-14）。この「人道的配慮」対象者を「事実上の難民」と表現する支援者もいる（石川，2009：63-64）。

次節以降で確認するように「人道的配慮」対象者への庇護は限定的で、それ以外の難民庇護と比べるとその差は大きい^{*5}。法的地位では、定住者としての身分に基づく在留資格は付与されず、「特定活動」という在留資格（以下、特定活動資格）が付与される。特定活動資格は、在留期間が 1 年で、必ず更新されるとは限らないため、当事者にとって更新の度にかかる精神的な負担が大きい。事実、筆者が主に 2000 年代中頃から 2010 年代中頃にかけてインタビューをしたビルマ難民は、特定活動の在留資格を付与されており、更新の度に却下されるのではないかと一様に心配していた。また、生活保護が受けられず、家族呼び寄せもできず、海外渡航を希望する場合は事前に渡航内容を届ける義務があるが、許可されない場合があるなどの不利益を被っている。その上、公的な定住支援の対象者とはならないため、難民認定者には施される日本語学習や職業紹介などの機会はない。繰り返しになるが、「人道的配慮」で在留を許可される「事実上の難民」は、そもそも法制度上の難民として認定される存在である。これらの人にも定住者資格を付与するべきであると在日ビルマ人難民申請弁護団が表明している^{*6}。なお、人道配慮により在留許可を行った事例として「本邦での特別な事情を考慮して在留許可を行った事例」を入管庁が公表している^{*7}。本邦事情には日本国内に日本人との婚姻関係や日本での病気治療が必要な場合などがある。これらの事例においては、日本側の事情だけでなく、本国事情も考慮され総合的に判断される^{*8}。総合的判断の基準等について詳細は公表されていないが、少なくとも本国情勢も考慮して判断がなされている点は注目に値する。国際人権法との兼ね合い（小坂田，2022）や国際法上の解釈（橋本，2016）の考察から日本の難民保護が

国際基準から乖離していると指摘されている点を鑑みると、これら「人道的配慮」で在留を許可される人は国際基準において広義の難民、つまり、「事実上の難民」であると捉えることができるだろう。

この「人道的配慮」の対象者は特にビルマ／ミャンマー（以下、国名を指す場合には現在の国名であるミャンマー連邦共和国を省略してミャンマーと表記する）出身者に多い。これは主に1990～2000年代にかけて難民申請し、2000年代後半以降に審査結果が出た人が対象となっている（梶村，2018：53-60）。2007年のミャンマーでは、僧侶を中心とした抗議デモ、そのデモを撮影していた日本人ジャーナリストが射殺されるという事件が起きた。この事件をきっかけに、「ついに日本政府もミャンマー人難民申請者の保護が必要だと認識し、難民としての認定はしないものの人道配慮ということで多くのミャンマー人を保護するに至った」（渡邊，2021：7）が、結果的には難民とすべき人へのあいまいな保護となっていると指摘される。

このような背景を受け、本稿では、「人道的配慮」を受けているミャンマー出身者の定住過程に着目し、日本国内での「再定住」が未だに本国情勢に左右される点を明らかにする。そして、それが難民行政との関わりにおいて何を示唆するのかを考察する。小泉は、難民の定義について、難民条約上の「難民」の定義は厳密で、狭い範囲に限定されていることから、現代の難民の重要な現実を見失う可能性を示唆する（小泉，2019：iii-iv）。さらに、難民条約上の「難民」よりも、強制移動民の全種類の人びとを意味する難民という言葉がより一般的な意味で広義に使われていると指摘する。筆者も、国内で迫害され、故地を離れざるを得ないミャンマー少数民族グループに着目した場合に、ミャンマーからの出国、そして、日本への渡航もミャンマー国内で置かれた状況の延長として把握されるべきで、「条約難民」の定義が狭すぎる点を指摘した（梶村，2018：22）。難民条約上の「難民」としては認定されていないが、本稿で明らかにするように、「人道的配慮」で在留するミャンマー出身者の実態は強制移動民、すなわち広義の難民と位置付けることができる。

ビルマとミャンマーの使い分けであるが、日本に生活拠点があるミャンマー出身者については、国名がビルマ連邦であった1989年6月以前に来日した人も含まれることから定住ビルマ人と表記する^{*9}。定住ビルマ人の中で、法制度上の難民として認定され、公的な定住支援の対象となる難民認定者をビルマ「難民」と表記し、難民認定はされず「人道的配慮」による在留資格を受けている人には、上記の広義に使われている難民を用いて、ビルマ難民と表記する。次節以降では、まず、日本で公的に支援されている「難民」、及び、ビルマ難民の生活状況を確認し、その特徴を把握する。次に、ビルマ難民の日本国内での「再移住」が、祖国ミャンマーの情勢から影響を受けている点を考察する。最後に、ビルマ難民の定住過程における特徴を明らかにし、それをもとに日本の難民受け入れのあり方を再考する。

1 日本における公的「難民」定住支援の実情と課題

本節では、日本で「難民」を対象とした公的支援の実情と課題を確認し、定住過程の特徴を明らかにする。公的な定住支援の対象者は、定住難民（インドシナ難民^{*10}、及び、第三国定住難民）、「難民」

とその家族、ウクライナ避難民に限定される。本稿で着目しているビルマ難民は、「その他の庇護」の対象としてカウントされているが、公的支援の対象外である。ただし、インドシナ難民は入国直後から公的支援の対象となり、生活費や居住場所が提供されるため、制度上の違いが大きいのは事実であるが、いずれも労働者として日本社会で自活する必要がある外国人住民である点で共通する。実際のところ、後述するように、支援期間が不十分で、結局は日本語を習得できないまま働かざるを得ず、また、多くが非正規雇用となっているインドシナ難民の存在が明らかになった。

少子高齢化社会の日本において、日本国籍者以外の住民にいかに定住してもらうかは重要な課題である。しかし、その実態に目を向けると「外国人材」は受け入れるが、定住化を阻止したいというのが、政府の方針である（高谷，2019：8）。それに対して、難民受け入れの文脈では驚くほど「定住」が頻出する。例えば、日本政府から委託されて難民支援を行う団体、難民事業本部（以下、RHQと表記）は「難民が日本で自立定住していくための支援を行う組織」である。そのRHQが1986年から2009年にかけて発行していた機関紙の名称は「ていじゅう」^{*11}、定住促進センターでは定住支援プログラムを提供、2010年からは新たに第三国定住難民の受け入れ事業に着手したといった具合である。

まずは、どのような定住支援が行われているのかを確認する。定住支援は、インドシナ難民受け入れ後、姫路定住促進センター（兵庫県姫路市）、大和定住促進センター（神奈川県大和市）、国際救援センター（東京都品川区）で実施されていたが、現在は全て閉所されている。2006年5月からは、RHQ支援センター（東京都新宿区）で「難民」とその家族、及び、第三国定住難民を対象としている。対象者は、半年または1年間の定住支援プログラムとして日本語教育及び生活ガイダンスを学ぶ。インドシナ難民は退所後に、センターがあった都道府県、もしくは、埼玉県、群馬県、静岡県、千葉県など、外国人住民が比較的多い地域に居住した（公益財団法人アジア福祉教育財団編，2019：138-142）。

公的機関発行の報告書によれば、1980年時点で定住先が確定していた204人を対象に実施されたアンケート回答39件（人）中、無職7、就職28、アルバイト4となっていた（公益財団法人アジア福祉教育財団編，2019：138-142）。何らかの仕事をしている32人の平均月収は約11万8000円で、当時の日本の平均実収入32万6013円のおよそ3分の1であった。職種では、79%に当たる22人が工具、その他は検査、教師、鍼師、炊事婦、雑用であった。退所後の課題として、日本語、生活費、職場、病気などが挙がっていた。インドシナ難民の場合、センター退所直後には就職していても、年月を経ると離職が進み、無職やアルバイトが増えている。また、月給額が日本の平均の僅か約3分の1と格差が大きく、厳しい生活状況が明らかになっている。この報告書は貴重な資料であるが、相談内容、解決への働きかけ、予防策などは掲載されていない。「難民」に特化した報告書は確認できなかったが、公的支援の結果は類似していると推定される。

日本における難民の定住支援を総括した報告書^{*12}は新たに第三国定住難民を受け入れる自治体に向けて作成されているようである。前半では受け入れにおける理念が提案され、後半では地域における定住支援に関する内容となっている。定住支援は、地域生活、日本語学習、子どもたちへの教育、そして、就労の4項目について具体的に述べられている。しかし、生活の基礎となる就労は

当事者にとって最大の懸念事項であるはずだが、割かれているページ数は4項目の中で最も少ない。5ページのうち1.5ページは関係者のエピソードまたは空白となっており、他の3項目と比較するとさほど重視されていないようだ。

2022年3月に始まったウクライナ避難民受け入れにおいては、日本入国までは外務省等が、日本入国後は入管庁等と入管庁委託先が担当となっている^{*13}。入管庁委託先としては、「自治体受け入れ」、「企業・NGO受け入れ」、そして、「本国へ帰国又は第三国へ渡航」に分かれている。一時滞在先やその後の自治体・企業等による支援においても、衣食住のみならず、医療、就職、カウンセリング、行政手続き等、あらゆる面においてきめ細やかな支援体制が準備されている^{*14}。しかし、後述するようにインドシナ難民やビルマ難民は、ウクライナ避難民よりもはるかにきびしい生活環境に置かれている。

長谷部は、社会の底辺に陥らないようにするには、就労先の確保が必要であるとの考えから、インドシナ難民を対象にアンケート調査（2012～13年に実施）、その後に聞き取り調査を実施し、就労状況を分析している（長谷部，2020）。アンケート結果からは、インドシナ難民の約7割は永住権や日本国籍を取得し、法的には安定しているとされる。しかし、その半数以上が仕事をしているとは言っても非正規雇用の割合が高く、経済的には安定していない点が明らかになっている。正規雇用にいるかどうかは日本語能力や社会的な繋がりが不可欠であると指摘する。

長谷部による聞き取り調査では、就労を可能にする要素として、在留資格及び滞日年数、本人の学歴、言語（日本語）能力があり、滞在年数が長くなるほど仕事に就きやすいが、正規雇用は滞在年数ではなく、本人の学歴と日本語力、特に漢字の読み書きが大きく影響を与えると指摘されている。インドシナ難民は定住センターで日本語教育を受ける機会に恵まれるが、数ヶ月のプログラムでは不足と捉える人が多い。さらに、センター退所後は生活のために働かざるを得ず、仕事が忙しくなると学習時間を確保できなかったという問題があった。

川上は、政府方針に加えて、社会がどのように難民を受け入れたかが、その後の定住生活に大きな影響を与えると指摘する（川上，2007：108-119）。そして、アメリカを見習い、ベトナム難民を「分散化」させたが、日本社会で暮らすための生活戦略として母語によるネットワークが形成されている一部の地域に「再移住」する傾向があったという。結果的に神奈川県、大阪府、兵庫県などに集住地がある。また、受け入れ時だけではなく、定住過程で発生する課題（住居、雇用、社会保障、健康、教育、老人福祉、子ども、日本語^{*15}）への取り組みが重要であると指摘している。

雇用については、RHQが就職斡旋や雇用主への支援を行っているが、当事者からは、給与制度が不明、職業訓練を受けられないなどの声が上がっている。それらが要因となり、「生活費より給料が安い」との回答が64.9%、「収入が定まらず、生活が安定しない」37.4%となっている（川上，2007：115-116）。これらの問題では、企業と難民だけではなく、行政及び社会の認識が影響すると指摘される。

以上をまとめると、公的機関による報告では、受け入れ初期には就労の重要性を認識していたと思われるが、最終的な総括では軽視されているようである。最新の難民受け入れのガイドブックにおいても、それまでの定住難民が直面した厳しい生活環境、就労状況を改善するための方策などは

見当たらず、こちらも就労に関する記述は手薄になっている。

ウクライナ避難民の受け入れは、開始から日が浅いが、受け入れ当初より非常に充実した支援体制になっている。実施の実態やその結果として見えてくる課題などの把握には少し時間が必要であるが、これだけきめ細やかな支援体制がわずかな準備期間で整えられていることに驚きを隠せない。これまでの日本の難民行政の経験を活かしたものであると考えられるが、今後の日本の難民支援においても同様の積極性が望まれる。合わせて、置き去りにされている難民、つまり、現在日本国内にいるビルマ難民をはじめとする「人道的配慮」の対象者や難民申請者にも、同様の態度で向き合うべきである。そうしなければ、今回のウクライナ避難民の受け入れが、人道的な観点からなされているのではなく、あくまでも一時的なもの、つまり定住を前提としていないために積極的な対応となっているのだと捉えられても反論できない。

長谷部論文及び川上論文では、上記報告書及びガイドブックで述べられていないインドシナ難民の就労状況が詳細に記述されている。難民がより良い就労先を得るには個人の日本語能力だけでなく、社会的な繋がりや行政の取り組みが不可欠である。川上が指摘する母語によるネットワークが形成されている地域への「再移住」は、当初から東京都に居住していた多くのビルマ難民には当てはまらない。しかし、後述するように昨今のコロナ禍、及び、ミャンマー情勢を受けて、逆に集住地を離れる「再移住」が見られる。

2 ビルマ難民の在留資格取得状況

定住難民、「難民」とその家族、ウクライナ避難民は法的地位が安定しているが、ビルマ難民は超過滞在状態になったり、在留資格の更新時に不安な思いを募らせる場合がある。しかし、法的に安定しているインドシナ難民がセンター退所後に、まず直面した課題は、就労先を見つけ、自活していくことであった。本節では、ビルマ難民の在留資格取得状況を明らかにし、その特徴を分析する。

まずは、全国難民弁護団連絡会議と出入国在留管理庁の統計資料を確認する。出入国在留管理庁の「令和4年における難民認定者数等について」によれば申請者数は3772人、認定者数は202人、「人道的配慮」が1760人であった。表1は、2006年から2022年にかけて申請者が多かった3カ国の申請、認定、「人道的配慮」人数を表したものである。2006年から2020年にかけては全国難民弁護団連絡会議、2021年と2022年については出入国在留管理庁の統計を使用している。

難民申請者が最も多いのはネパール1万885人、次はミャンマー1万64人、そしてトルコ9710人である。認定者数はミャンマー272人（対申請者割合2.7%）に対して、ネパール2人とトルコ1人となっている。日本が難民条約に加盟してからのミャンマー情勢を反芻すればこの人数はあまりにも少ない。しかし、同じく多くの申請者を有するネパールとトルコ出身者においてはほとんどが認定されていないため、ミャンマー出身の認定者数が多い印象を与えている。また、本稿で着目している「人道的配慮」は、ミャンマー3802人（対申請者割合37.8%）、トルコ63人（同0.6%）、ネパール12人（同0.1%）となっている。こちらもミャンマー情勢を考えれば決して高い数字とはいえないが、トルコとネパールへの「人道的配慮」と比べるとビルマ難民が突出して高い割合を占め

表1 難民申請・認定・「人道的配慮」数（2006～2022年）：単位（人）

		2006-2020	2021	2022	2006-2022 計
難民申請	ネパール	10686	69	130	10885
	ミャンマー	9154	612	298	10064
	トルコ	8755	510	445	9710
難民認定	ネパール	2	0	0	2
	ミャンマー	214	32	26	272
	トルコ	0	0	1	1
「人道的配慮」	ネパール	12	0	0	12
	ミャンマー	1622	498	1682	3802
	トルコ	63	0	0	63

出典：「難民認定申請者数及び認定の推移 地域別・出身国別（概数）」『全国難民弁護団連絡会議 HP』と「令和4年における難民認定者数等について」『出入国在留管理庁』をもとに筆者作成

ていると捉えざるを得ない。

2004年までは、「人道的配慮」に定住者資格が付与されていたが、2005年以降に特定活動資格が付与されるケースが増加した。つまり、それまでであれば定住者として認められていた人が、特定活動しか認められないという不公平な事態が生じている^{*16}。条件を整えば定住者資格、さらには永住者資格へと変更することも可能である。「人道的配慮」の人数は把握できるが、その後、どの程度のビルマ難民が定住者ないし永住者の在留資格に変更できたのかは不明である。以下では、在留資格統計からその傾向を掴む。

「ビルマ人」^{*17}が日本の統計に初めて現れたのは1964年で74人であった^{*18}。その後、1988年に発生した大規模な民主化闘争の封じ込めにより来日するミャンマー出身者が増加したと説明されることが多い。しかし、少数民族グループはそれ以前から、またその後も、安全な生活空間を求めて国内外を移動したり、近隣国などへ出稼ぎをして生活を維持している（梶村、2018：29）。つまり、1988年の民主化闘争が後押しした側面があるとしてもそれだけが越境要因という訳ではない。いずれにせよ1990年代以降に来日する人が増えた。それに伴って難民申請者が増加し、僅かな難民認定者と「人道的配慮」によるビルマ難民が増えた。本来難民として認定されるべき人々を曖昧に保護してきた点や、また、ロヒンギャ難民に代表されるように、明らかな迫害が存在する地域出身であっても全く庇護されないケースなどがあり、支援者から改善を求める声明等が出されている^{*19}。

最新の2022年6月末統計では4万7965人のビルマ人が日本に在留しており、半世紀強で飛躍的に増加している。表2は、2010年、2015年、2020年、2021年、2022年の在日ビルマ人の在留資格別人数である^{*20}。表中のほとんどの在留資格が年を追うごとに増加している。特に、技能実習が急増、他にも特定技能、介護、技術・人文知識・国際業務（以下、技人国と表記）、特定活動が大幅に増加している。

以下では、ビルマ難民に付与される特定活動、そして、後に変更できる可能性のある、定住者、及び、永住者の在留資格者数を比較する。2010年の特定活動資格保有者は1700人であったが、2015年には1455人に減少、2020年以降は大幅に増加している。2010年から2015年への減少は、

表2 在日ビルマ人在留資格別一覧：単位（人）

	永住者	定住者	家族滞在	特定活動	技人国	介護	特定技能	技能実習	留学	小計	在留総数
2010	963	1116	526	1700	732	0	0	141	1684	6130	8577
2015	1694	2365	527	1455	1422	0	0	1978	3473	12915	13737
2020	2373	2413	1018	3358	5767	44	674	13963	4371	33981	35049
2021	2550	2397	1123	6920	6087	134	2294	11388	3207	36100	37246
2022	2680	2449	1304	8202	7308	218	4107	15825	4609	46702	47965

出典：出入国在留管理庁HP内該当年「在留外国人統計（e-Stat 政府統計の総合窓口HP）」をもとに筆者作成

この間に新たな「人道的配慮」措置が少なくなった一方で、要件が揃ったビルマ難民が定住者資格へ変更したためと考えられる。2020年以降の増加はコロナ禍における帰国困難者に対する在留資格上の特別措置、さらに2021年以降の増加は「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」が含まれるためである。

定住者資格保有者は、2010年の1116人から2015年の2365人へ倍増し、2015年以降はほぼ同数となっている。これは、先ほどの特定活動の2010年から2015年への減少の裏返しで、ビルマ難民による定住者資格への変更を証明する数字と捉えて良いだろう。2015年から2022年にかけて大きな変化がない背景には、特定活動資格から新たに定住者資格へ変更する人数と、定住者資格から永住者資格へ変更する人数が類似していたためと想定できる。その他、詳細を確認できていないが、日本人配偶者等への資格変更や日本国籍を取得したビルマ難民も存在すると考えられる。

永住者資格保有者は、2010年963人から2015年1694人へ、その後も漸増し2022年2680人となっている。永住者資格には、特定活動資格から定住者資格へ変更したビルマ難民、「難民」認定され定住者資格を付与されていた人、その他、技人国資格から変更した人など、多様な法的地位からの変更が想定できる。この中でビルマ難民の正確な人数を把握することはできないが、永住者人数の増加傾向の一要因になっていることは間違いない。

前節で述べた定住難民と条約難民、そして、ウクライナ避難民とでは、在留資格の取得経緯が異なる。定住難民とウクライナ避難民は、入国及びその後の滞在が合法的に行なわれる^{*21}。条約難民は、さまざまな経緯で入国し、難民申請をして審査を受けるが、長期化すれば有効な在留資格が期限切れになったり、審査の結果が不認定だった場合には非正規滞在となる。すでに確認したように、2010年に一番多かった特定活動は、ビルマ難民に付与される在留資格である^{*22}。定住者の在留資格は、3年間の特定活動で滞在し、安定した生活状況を証明できれば付与される在留資格である。また、難民認定された場合は、原則5年の定住者在留資格が付与される。同胞から在留や就労に関する相談を受けることの多いミンスイ氏によれば、条件が整えばより安定した永住者資格に切り替えたいと考える人は多く、実際に特定活動から定住者へ、また、定住者から永住者へと変更する人が多いという^{*23}。

最新の動きとしては、2021年2月1日にミャンマーで発生した国軍クーデターを受け、希望者には日本での在留及び就労を認める措置^{*24}がとられるようになった。2022年3月末までに約4600人が在留資格を延長した^{*25}。2022年12月現在もミャンマー国内情勢は一向に改善しておらず、引き

続き日本での滞在を希望するミャンマー人が多いのは間違いない。しかし、この緊急措置においても、対象者が限定され、条件によっては就労時間が制限され、従来の「人道的配慮」とは異なる対応がなされている点などが指摘されている（渡邊，2021）。

また、この間の本国情勢を懸念して、国軍批判や街頭募金活動などの政治活動を新たに始めた比較的若い世代の在日ビルマ人がいる。このいわゆる Z 世代の多くは技人国や留学で滞在していることから、ほとんど難民申請はしていないという^{*26}。しかし、この先安全に帰国できるのか、また、パスポート申請をはじめとするミャンマー大使館での各種手続きを滞りなく行えるのかなど、懸念事項は少なくない。

3 ビルマ難民の就労状況

本節では、ビルマ難民の就労状況を確認する。東京都新宿区高田馬場界隈に在日ビルマ人コミュニティが形成されているのは周知の通りである。それ以外にも、民族グループや宗教施設などを中心に小規模な集住地が都内に複数箇所あり、ロヒンギヤをはじめとするムスリムは群馬県館林市に集住している。

近年は、従来の東京都一極集中から関東圏や全国各地への分散が確認できる。2016 年末と 2021 年末統計を比較すると、特に山梨県、愛媛県、和歌山県、鹿児島県、北海道、佐賀県、香川県などに居住するビルマ人が増加している^{*27}。これらの地方都市における増加の最大要因は、技能実習生の増加であるが、他に、特定活動や技人国なども含まれる。また、関東圏における変化としては、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県において平均 2～3 倍の増加がみられるが、逆に東京都の増加率は 1.3 倍に止まり、増加割合としては全国で最も低くなっている。上記と同様に技能実習生等の増加がその要因として挙げられるが、それ以外に、東京都からこれらの関東圏に居住地を変更した、永住者や定住者資格を有するビルマ難民を含む在日ビルマ人も含まれると考えられる。

在日ビルマ人の就労状況に関する公式の統計は無いが、前出のミンスイ氏にコロナ禍以降の動向を中心に情報提供してもらった。まず 2021 年 8 月以降、毎月平均 35～45 件の相談を受けている。そのうち約 7 割が技能実習および特定技能関係、約 2 割がそれ以外の就労相談、そして残り 1 割がその他の相談である。技能実習および特定技能以外の約 2 割の相談者は、永住者や定住者、特定活動の在留資格を有している。

この間、永住者や定住者の就労状況に大きな変化はなく、滞在が長期化しても、東京都内で飲食店をはじめとするサービス産業のパートを掛け持ちする人が多い。エスニックレストランや食材店、また、中古車販売や派遣会社などの経営もあるが稀である。その他には、派遣会社に就職し、通訳などの仕事をこなす日ビルマ人もいる。しかし、これらの自営業や正社員になった人は各 10 名前後から 10 数名に止まるようだ。技能実習や特定技能ではなく介護職に就いているビルマ人も 30 名程度はいると想定しているが、正規雇用なのか非正規雇用なのかは不明である。

近年の傾向としては、日本の大学を卒業後にそのまま就職するケースや、技人国で入国するケースが増加している。後者のケースは 10 年ほど前から存在している。技能実習生だけでなく、一部

の技人国の受け入れ企業にも悪質な企業があり、それが問題視されるようになったのは7年ほど前からであった。

コロナ禍によって、勤務時間や日数を減らされたり、勤務先自体が倒産した経験を有する在日ビルマ人は少なくない^{*28}。その結果、工場勤務や清掃業など他業種へ移った人がいるが、最近になり少しずつ元の職場へ戻ってきている人がいるように感じる。特定活動資格を得た人の中には、東京から、仕事を得やすく、生活費の安い地方都市へ引っ越しした人もいる。永住者や定住者資格の人にも含まれると思うが、統計をとっている訳ではないので詳細は不明である。ただし、東京を離れる人の行き先は、関東圏内であれば群馬県や栃木県、その他には東海地方や九州地方で、製造業の工場勤務の話はよく聞くという。

前節及び本節をまとめると、ビルマ難民の現在の法的地位については、詳細を把握することはできないが、特定活動から、定住者へ、そして、永住者へと可能な限り安定した在留資格へと変更しているのは間違いない。日本人配偶者等への在留資格変更や日本国籍を取得するビルマ人もいるため、在留資格別の人数だけで居住傾向を捉えるのは厳密に言えば不適切であるが、大まかな傾向としては東京一極集中から分散化しているといえる。同じく就労状況については、来日後すぐに働ける職場として東京都内の飲食業などで非正規雇用され、その後も同じ雇用形態を継続していたビルマ難民が多かった。そのため、2020年以降の新型コロナウイルス蔓延によって労働時間が激減し、生活が苦しくなったことが容易に想像できる。新たに特定活動を得た在日ビルマ人以外にも、東京近郊の工場などに勤務するようになったビルマ難民がいると思われる。

4 ビルマ難民の「再移住」

本節では、ミャンマーを離れて20年以上経過していても日本国内の「再定住」が本国情勢に影響を受ける事例を、民族グループのリーダー格であるビルマ難民Kさんへの継続的なインタビュー及び参与観察から考察する。前節では、コロナ禍における飲食業への影響を指摘したが、その飲食業で働いていたKさんが、最近、東京都内から群馬県へ引っ越したという^{*29}。1968年にミャンマー東部の民族州で生まれたKさんは、幼い頃から戦闘状態の中で生活していた。当該地域では何らかの形で民族活動に参画するのが当然視されており、Kさんも10代半ばから徐々に参画するようになった。しかし、1988年の民主化闘争以降、状況が悪化し、危険を感じるようになった。信頼できる人に相談し、海外へ逃れる術を模索した。必要な書類を入手することができたため1999年来日した。来日後直後から、少数民族のリーダーの1人として、積極的に政治活動に参画している（梶村、2018：134-145）。

Kさんは、2000年に難民申請をしたが、認定されず、入管施設に収容され、最終的に「人道的配慮」の対象となった。初めは1年間の特定活動資格が付与され、現在は定住者の在留資格を有している。Kさんは、来日後一度も出身国ミャンマーへ戻っていない。戻りたいが戻れないというのがその実態である。民政移管後に様子を窺っていたKさんは、近年の安定したミャンマー情勢に期待を寄せていた。できるだけ早い段階に一度は生まれ故郷に戻りたいと願い、徐々にその時が近づい

ているのではないかと考えていた。

しかし、2021年2月に起きたクーデターが決定打となり、もう帰れないと腹を括ったという。そんなKさんは、自分は難民であると認識しており、できることなら難民認定して欲しいと願っている。その理由として、祖国のミャンマーに帰ると命を狙われる危険がある点を挙げた。民政移管後に同胞の政治活動家が一時帰国してからも、様子を窺っていたのは、やはりどこかで危険が伴うと感じていたからである。既述のミャンマー情勢を受けた緊急措置については、日本政府は命を軽んじるミャンマーの状況を理解してくれているのだと肯定的に受け止めている。

Kさんは、クーデター発生当時は東京都内の賃貸マンションで暮らしていた。昼は焼肉店、夜は日本料理屋の二つの職場を掛け持ちする非正規雇用であった。日曜日以外は夫婦で毎日勤務していたが、コロナ禍以降は、週に3～4日の勤務になり、予約減によって勤務時間も減ったそうだ。当然、生活が苦しくなり、物価の安い地方都市での生活を選択肢の一つと考えるようになった。政治活動にも未練があり、また、既に20年以上暮らしている東京に慣れているため、すぐに離れることは考えていなかった。

しかし、この先ずっと飲食店を掛け持ちして働く生活を続けるべきなのか、自問自答するようになり、将来の方向性をはっきり決められずにいた。特に東京の家賃の高さが堪えた。そこで、副業として自営業を始められればと考え、事務所として使用できる物件情報を得るために、以前、行ったことのある群馬県館林市を訪問した。現地に在住する在日ビルマ人を介して良い物件と巡り合うことができ、2022年4月に引っ越した。現在は、派遣会社を通して工場の夜勤業務を担っている。1年契約の不安定な状態を最善策とは思っていないが、各種保険への加入や健康診断の実施など、これまで20年間一度も受けたことのなかった社会保障の恩恵を得られるようになり、とてもありがたく思っているという。

工場勤務の時間帯は慣れるまで大変であったが、作業自体は軽作業で、決まった時間に定期的に休憩が取れるようにシフトが組まれており、以前の飲食店掛け持ちの勤務体制よりかなり楽だという。現在の工場に落ち着く前に、別の工場で派遣要員として働いた。現在の工場の2倍近い給料だったが、各自の業務内容が決まっており、代わりが効かない点にストレスを感じるようになり転職した。現在の職場には高齢の日本人と日系ブラジル人やフィリピン人女性などが働いており、差別はなく和気藹々とした雰囲気で働きやすいという。高齢者が苦手な力仕事や機械の取り扱いを積極的に担うことで、職場で重宝されていると感じている。

Kさんによれば、実際の人数は不明であるが、コロナ禍以降に新たに館林市に引っ越した在日ビルマ人があちらこちらにいるという。不動産を購入する人も少なくないようだ。また、最近、近所には在日ビルマ人が経営するエスニックレストランができたという。Kさんは自分達には子どもがいないので、「再移住」をある程度容易に実現することができたと考えている。だが、幼稚園や学齢期の子どもがいても「再移住」している家族がいるという。これらの新たに引っ越した在日ビルマ人の中に、ビルマ難民がどの程度含まれているのかは確認できていない。しかし、Kさんと同時期に来日し、現在は定住者または永住者資格を有するビルマ難民が、祖国のクーデター、そして、コロナ禍を経験し、自分達の生活を見直し、「再移住」したとしても不思議ではない。東京在住の同世

代のビルマ難民がKさんを訪問することもあり、皆が一様に関心を持つという。

以上のように、集住地である東京都心から地方への「再移住」が確認できる。この「再移住」は、一見すると当事者の自由意志に基づく動きと捉えることができる。しかし、Kさんと祖国ミャンマーとの関係を鑑みれば、今般の政情悪化によって安全に帰国できない現実に直面した結果の行動である。日本滞在が20年を超えていても、ミャンマー情勢が個人の定住過程のあり方を左右している。

そもそもミャンマーの少数民族グループにとっては、ミャンマー国内、そして国外への移住経験は珍しいことではなかった。ミャンマーの民族州^{*30}では、武力攻撃、村の焼き討ち、強制立ち退き、当局による日常的な監視や個人を特定しての家宅搜索などが起きていた。民族語をはじめとする文化継承や仏教以外の宗教信仰の機会が絶たれ、職場や学校での差別的な扱いが日常的になされていたために抱いた恐怖心や不満は、筆者が接した少数民族グループの在日ビルマ人に共通したものであった。また、親や祖父母世代が直面した同様の経験の結果、安全な生活空間とはいえない民族州から当時の首都ヤンゴンまたはヤンゴン近郊への移住、そして、越境という動きが珍しいものではなかった点を筆者は指摘している（梶村、2018：84-91、99-118 参照）。個人の経験は多岐にわたるが、何れにしてもミャンマーという国家との対峙において国内外で移動を強制、または、制限されるビルマ難民を確認できる。

おわりに

日本が、庇護の対象としているのは、定住難民（インドシナ難民、及び、第三国定住難民）、条約難民とその家族、今回のウクライナ避難民、そして、「人道的配慮」で受け入れられている「事実上の難民」である。ただし、「事実上の難民」は、庇護の対象と位置付けられているが、実際には不安定な法的地位に置かれ、公的支援の対象とならない。本稿では、その中でもビルマ難民の定住過程に着目し、ミャンマー情勢との関わりを考察した。

まず、ビルマ難民の生活状況の参考のために確認した公的支援では、日本語教育及び生活ガイダンスを学ぶが、その効果や課題が明らかにされていない。しかし、新規のウクライナ避難民に対しては手厚い支援が短期間で準備されているのも事実である。在留資格については、定住難民、及び、ウクライナ避難民は当初から安定した法的地位にあるが、ビルマ難民は来日当初は不安定な状態に置かれ、徐々に安定したものへと変化している。

就労状況については、公的支援を受けたインドシナ難民であっても非正規雇用が多くなっており、公的支援のあり方の更なる検討が必要である。東京都内の飲食業などを掛け持ちで働くビルマ難民が多く、祖国のクーデターとコロナ禍の影響を受け、職場や居住地の変更を余儀なくされるビルマ難民も確認された。手厚く準備されているウクライナ避難民の就労状況について長期的に見極める必要がある。

インドシナ難民の定住過程では、母語によるネットワークが形成されている集住地域への「再移住」が指摘されていたが、ビルマ難民には逆に集住地を離れる「再移住」の動きが見られる。これは、一見すると当事者の自由意志に基づく動きと捉えることができるが、ミャンマーとの関係を鑑

みれば、安全に帰国できない現実と直面した結果の行動である。日本滞在歴が20年を超えていても、ミャンマー情勢が個人の定住過程のあり方を左右している。そもそもミャンマーの少数民族グループにとっては、ミャンマー国内外の移住経験は珍しいことではない。ミャンマー政府によって移動を強制、または、制限されるビルマ難民の姿が改めて明らかになった。

以上をまとめて2点指摘したい。まず、ビルマ難民は、公的支援を得ることなく、独自に日本で生活を構築してきたが、コロナ禍と祖国の情勢不安という大災の前では、生活様式の変容を迫られるという脆弱性を持ち合わせている存在である。つまり、日常生活においては何ら問題がないように見えても、不安定な就労環境に甘んじており、経済状況が脆弱である。その上、ミャンマー出身であるため簡単に帰国できない。これらの点において、真っ先に被害を受ける存在であることが明らかになった。やはりビルマ難民を「難民」と認定し、公的支援の対象とすべきである。そのためには、狭すぎる「難民」の認定基準を見直し、ビルマ難民が抱える脆弱性をミャンマー国家との関係から再考する必要がある。インドシナ難民の例から、その公的支援自体の内容を見直す必要性を指摘できるが、今回のウクライナ避難民受け入れにおける多岐にわたる支援体制には、これまでの公的支援の課題が反映されているのかもしれない。可能な限り安定した業界における正規雇用を基本とした就労支援、それに必要な日本語学習、社会的な繋がりや行政の取り組みの充実を期待するところである。

そして、人の命が軽く扱われる異常事態を経験しているのはウクライナだけではない点を再確認する必要がある。ミャンマーではクーデター後、既に3000人以上の市民の命が奪われている^{*31}。国の宝でもある罪のない若者や子どもまでもがその標的となっている。ミャンマー国軍の残虐性が広く知れ渡ることになったが、民族州で確認された数々の攻撃やロヒンギャへの弾圧などは、研究者や支援者が以前から指摘していたことである。筆者も「民政移管」後のミャンマーについて、民族州における武力衝突やその結果の難民流出などが発生していることから、人々が安全かつ平和に暮らす環境が整っているとはいえない点を指摘している（梶村、2015：18-25）。Kさんがもうそろそろ帰国できるか、まだかと悩みながらその時期を待っていたのは、ミャンマー国軍の残忍さを何よりも身に染みて経験しているからに他ならない。つまり、現在のミャンマーで起きているさまざまな暴力行為は一部の民族州においては以前から日常的になされていたし、クーデター以降のミャンマーでは、民族州でなくても安全が得られなくなっているのである。このような明らかな暴力行為が確認できる場合は、今回のウクライナ避難民受け入れのように柔軟かつ積極的な対応が必要である。

【謝辞】 本稿執筆にあたり、国立民族学博物館教授の南真木人先生には、多くの有益なコメントを頂いた。また、ビルマ難民のミンスイ氏、K氏にも多岐にわたる情報を共有して頂いた。心より感謝の意を表する。

*1 ただし、インドシナ難民受け入れ以前から、国際情勢を考慮し、難民受け入れ議論があった点が指摘されている（生田、2022）。

*2 内閣府に受け入れ経緯、及び、法的根拠を確認したところ、受け入れ経緯についての詳細は公開しておらず、ま

- た、この受け入れに法的根拠はないとのことであった。マスコミ報道にあるように岸田首相の指示により受け入れることが決まったという。NHK WEBニュース内「岸田首相 ウクライナからの避難民 日本への受け入れを表明」(<https://www.3nhk.or.jp/news/html/20220302/k10013510691000.html>, 2022 年 12 月 15 日アクセス)
- *3 出入国在留管理庁HP内「最新のウクライナ避難民に関する情報」(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/01_00234.html, 2022 年 12 月 15 日アクセス)
 - *4 出入国在留管理庁HPで確認できる「我が国における難民庇護の状況等」では、「難民（定住難民と条約難民）」と「その他の庇護」に大別され、両者を加えた人数が「難民及びその他の庇護合計」とされている。例えば 2013 年には、条約難民 6 名に対し「人道的配慮」は 151 名で 25.1 倍であった。（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001372237.pdf>, 2022 年 12 月 11 日アクセス）
 - *5 マキンタヤ（2021）にその実情が詳しく記述されている。
 - *6 在日ビルマ人難民申請弁護団によれば、2004 年までは「人道的配慮」の対象者には定住者資格が付与されていたが、2005 年以降に特定活動資格の付与が増加したという。全国難民弁護団連絡会議HP内「2010 年 4 月 5 日付け「在留資格『特定活動』で人道配慮による在留する外国人に関する法務省／法務省への申入書」」(http://www.jlnr.jp/oshirase/designated_activitiy/20100517.html, 2022 年 12 月 7 日アクセス)
 - *7 出入国在留管理庁HP内「難民と認定した事例等について」(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001393015.pdf>, 2023 年 4 月 9 日アクセス)
 - *8 出入国在留管理庁出入国管理部難民認定室へ電話にて問い合わせ（2023 年 4 月 7 日）。
 - *9 国名の変更等については、梶村（2018：3）を参照。
 - *10 インドシナ難民の中には来日後に条約上の「難民」として認定された人もいるが、来日当初の公的支援を考察する本節ではこれらの人びとについても、来日当初の身分である定住難民として分類する。
 - *11 アジア福祉教育財団難民事業本部編、1986～2009『ていじゅう：難民事業本部ニュース』1～127 号、アジア福祉教育財団難民事業本部
 - *12 公益財団法人笹川平和財団HP内、「よりよい難民受入れにむけて 難民の地域定住支援ガイドブック（2016 年 4 月）」(https://www.spf.org/publication/nanmin_guidebook_part1.pdf, 2022 年 12 月 15 日アクセス)
 - *13 出入国在留管理庁HP内「ウクライナ避難民の受入れについて」(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001371711.pdf>, 2022 年 12 月 10 日アクセス)
 - *14 出入国在留管理庁HP内「身元引受先がない方への主な支援 ウクライナ避難民に対する支援内容について」(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001371712.pdf>, 2022 年 12 月 10 日アクセス)
 - *15 日本語については子どもがその対象になっている。
 - *16 脚注 6 に表記した申入書を参照。
 - *17 当時の国名がビルマ連邦であったことから「ビルマ人」と表記する。
 - *18 e-Stat 政府統計の総合窓口HP内「1964 年 在留外国人統計（旧登録外国人統計）」(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=7&year=19640&month=0&class1=000001060436&result_back=1&cycle_facet=tclass1&tclass2val=0, 2023 年 4 月 23 日アクセス)
 - *19 Human Rights Watch HP 内「2009 年 10 月 29 日付け、在日ビルマ人難民申請弁護団、ヒューマン・ライツ・ウォッチ等『ロヒンギャ民族に関する千葉景子法務大臣、岡田克也外務大臣宛の共同書簡』」(<https://www.hrw.org/ja/news/2009/10/29/238081>, 2022 年 12 月 15 日アクセス) に代表される。
 - *20 2022 年のみ 6 月末、その他は 12 月末の在留外国人統計である。
 - *21 後に難民申請をした場合を除く。
 - *22 特定活動は、他には難民申請者や経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）で滞在する場合などにも付与される。
 - *23 在日ビルマ市民労働組合（Federation of Workers' Union of the Burmese Citizen in Japan：FWUBC）会長、ものづくり産業労働組合（Japanese Association of Metal, Machinery, and Manufacturing workers：JAM）（組織・政策部門 組織グループ 組織化推進局）勤務のミンスイ氏への聞き取り調査による。
 - *24 2022 年 5 月 28 日に開始された緊急措置。出入国在留管理庁HP内「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置（改訂）」(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001349360.pdf>, 2022 年 11 月 30 日アクセス)
 - *25 このような本国情勢を鑑みての受け入れ特別措置は、今回のウクライナ避難民以外にはアフガニスタン人の受け

入れがある。また、本国情勢を鑑みて日本に在留する当該国出身者に対する在留資格延長措置は、今回のウクライナ人以外に、アフガニスタン人及びミャンマー人に限定される。シリア人については、難民としてではなく留学生として受け入れている。

- *26 2022 年度ビルマ研究会（2022 年 5 月 15 日オンライン開催）でのナンミャケーカイン氏「在日ビルマ人コミュニティの現在——2021 年クーデターが与えた影響」の発表内容に基づく。
- *27 出入国在留管理庁HP内「在留外国人統計」（https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html）を参照。
- *28 コロナ禍における外出・営業自粛によって飲食・宿泊サービスへの影響が甚大であったことは、以下の文献でも確認できる。三菱UFJリサーチ&コンサルティングHP内、加藤真「縮小する雇用状況下での新たな外国人労働者の受入れ——諸外国の事例を通して考える『特定技能』のこれから」（https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/10/seiken_201006.pdf, 2022 年 12 月 15 日アクセス）
- *29 Kさんとは 15 年ほど前に東京都内で開催された政治集会で知り合った。それ以降、機会があれば来日後の政治活動や生活状況などを聞き取っている。今回は「再移住」状況を教えて頂くため 2022 年 11 月 13 日に群馬県の自宅を訪問した。
- *30 ミャンマーには、中央平野部の 7 つの管区と、それを囲む形で民族名のついた 7 つの州（モン、カレン、カレンニー、シャン、カチン、チン、アラカンの各州）がある。それぞれの州に単一の民族だけが居住しているわけではなく、混住している。また、ビルマ民族が多いとされる 7 管区においても混住はみられ、特に最大都市ヤンゴンでは各州出身者も居住している。
- *31 The Irrawaddy HP 内「NUG: Over 3000 Civilians Killed by Myanmar Regime Since Last September(13 September 2022)」（<https://www.irrawaddy.com/news/burma/nug-over-3000-civilians-killed-by-myanmar-regime-since-last-september.html>, December 10, 2022）

《参考文献》

- ・ 生田志織, 2022 「難民行政 40 年——日本における難民保護の変遷と課題」『難民研究ジャーナル』11 号, 4～20 頁
- ・ 石川えり, 2009 「難民政策の推移——NGOから見た 10 年間」『移民政策研究』創刊号, 55～70 頁
- ・ 梶村美紀, 2018 「『ビルマ系日本人』誕生とそのエスニシティ——多民族な社会と新たな連帯」風響社
- ・ 川上郁雄, 2007 「『難民』受け入れから、定住へ」山田寛ほか『日本の難民受け入れ——過去・現在・未来』中央公論事業出版, 108～119 頁
- ・ 小泉康一編著, 2019 「『難民』をどう捉えるか——難民・強制移動研究の理論と方法」慶應義塾大学出版会
- ・ 公益財団法人アジア福祉教育財団編, 2019 『50 年間のあゆみ 財団設立 50 周年, 難民事業本部設置 40 周年 そして、これから』公益財団法人アジア福祉教育財団
- ・ 公益財団法人笹川平和財団HP内, 「よりよい難民受入れにむけて 難民の地域定住支援ガイドブック（2016 年 4 月）」(https://www.spf.org/publication/nanmin_guidebook_part1.pdf, 2022 年 12 月 15 日アクセス)
- ・ 小坂田裕子, 2022 「国際人権法から見た日本の難民行政の 40 年」『難民研究ジャーナル』11 号, 23～34 頁
- ・ 白石孝, 2022 「ウクライナ『避難民』の支援充実を さらに政府は『難民』支援にも拡張する政策へ」『現代の理論』2022 年夏号, 98～101 頁
- ・ 申恵丰, 2022 「国際標準の難民認定を——難民鎖国のウクライナ『避難民』受け入れを前にして」『月刊社会民主』806 号, 16～19 頁
- ・ 関聡介, 2012 「続・日本の難民認定制度の現状と課題」『難民研究ジャーナル』2 号, 1～22 頁
- ・ 高谷幸編, 2019 『移民政策とは何か——日本の現実から考える』人文書院
- ・ 永吉希久子, 2020 『移民と日本社会——データで読み解く実態と将来像』中公新書
- ・ 橋本直子, 2016 「難民条約上の『特定の社会的集団の構成員』という概念の国際法上の解釈」『移民政策研究』8 号, 55～70 頁
- ・ 長谷部美佳, 2020 「インドシナ難民の定住状況調査をめぐる一考察」『駒澤社会学研究』55 号, 25～49 頁
- ・ マキンタヤ, スティーブン・パトリック, 2021 「庇護希望者の『消極的』な受け入れと『国家の時間』という暴力——在日ロヒンギャの経験から」『移民政策研究』13 号, 95～108 頁

- 渡邊彰悟, 2021 「ミャンマー出身難民申請者の保護とこれまでの経緯と現状——緊急避難措置の意義とその現実の運用等」『Mネット』218号, 6～9頁

Settlement Process of Burmese Refugees in Japan:

Homeland Coups and “Re-migration”

KAJIMURA Miki

National Museum of Ethnology

Key Words: Burmese refugees, coup d'état in Myanmar, “re-migration”

This paper focuses on the settlement process, still influenced by the situation in Myanmar, of Burmese refugees in Japan accepted as “Humanitarian Considerations” and are not eligible for government assistance. In contrast, the Japanese government has shown immense generosity and given assistance to Ukrainian refugees in a short period of time.

While some Indochinese refugees who were accepted as permanent residents in Japan re-migrated to their settlement area, recent Burmese refugees are moving to ‘re-migrate’ away from the settlement areas. This trend is the result of facing the reality that they cannot return to Myanmar and indicates that even after staying in Japan for more than twenty years, the situation in Myanmar still influences how Burmese refugees settle down. The internal migration of ethnic minorities in Myanmar was and is common, and the situation of Burmese forced to cross the borders by Myanmar’s military junta has become clear again.

In conclusion, there are two salient points. First, the Burmese refugees had built up their lives in Japan without receiving government support, but due to the cataclysm of the COVID-19 crisis and the coup d'état in their home country, they were forced to change their daily lives. Since such vulnerabilities have been revealed once again, Burmese refugees should be recognized as “refugees”. Second, the brutality of the Myanmar military junta has become widely known, a point that researchers and supporters have long pointed out. When obvious acts of violence can be confirmed, it is necessary to respond flexibly and proactively, as was the case with the Ukrainian refugees.